

飛驒市かわい歴史の里いなか工芸館 指定管理者候補者選定基準

I 申請資格等（申請の形式的要件）審査

(1) 申請資格

申請日において、次に掲げる申請資格を有しないものは、失格とする。なお、確認基準日は当該申請のあった日とする。

① 法人またはその他の団体であること

(2) 欠格事項

次に掲げる欠格事項に該当するものは、欠格とする。なお、確認基準日は申請期間終了後、飛驒市指定管理者選定委員会において申請資格等審査（申請の形式的な要件にかかる審査）を行う日とする。

① 当該団体の責めに帰すべき事由により飛驒市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取り消しの日から3年を経過しない団体

② 当該団体の役員（法人でない団体にあつては、当該団体の代表者）のうち、次のいずれかに該当する者がある団体

ア 公の施設の管理を行うために必要な契約等を締結する行為能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 飛驒市における指定管理者の指定の手續きにおいて、その公正な手續きを妨げた者又は不正な利益を得るために連合した者

エ 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第2号に規定する暴力団またはその団体の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者またはその統制下にある者

③ 破産手續き開始の決定を受けた法人又は清算法人

(3) 指定管理料

飛驒市が、指定期間における本施設の指定管理業務にかかる費用を負担するため、指定管理者に支払う指定管理料は、単年度に 752,000 円 を限度とする。

申請書に添付する収支計画書において、飛驒市が支払う指定管理料が、記載されていない場合、又は上記の金額を超えている場合は、失格とする。

(4) その他の形式的要件

申請日において、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

① 申請者が本施設について複数の申請をしている場合

ア 単独で申請した団体が、他のコンソーシアムの構成団体として申請した場合

イ コンソーシアムとして申請した構成団体が、単独で、又は他のコンソーシアム

の構成員として申請した場合

② 申請書類が、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合

ア 本公募要項に定める申請期間、提出先及び提出方法に適合していないもの

イ 記載事項に不備があるもの

a 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

b 記載すべき事項の一部が記載されていないもの

c 虚偽の内容が記載されていることが判明したもの

II 選定基準及び審査の項目

(1) 選定基準

- ① 最適な候補者の選定は、次に掲げる選定基準（飛驒市公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例（平成16年条例第272号。以下「**手続条例**」という。）第3条第1号から第3号までに規定するもの）に基づき、総合的な審査を実施して決定する。

〈手続条例〉

（指定管理者の指定）

第3条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号に掲げる基準を総合的に審査し、申請のあった公の施設の管理を行うに最も適当であると認められたものを指定管理者として指定するものとする。

- (1) 事業計画による公の施設の運営が、住民の平等な利用を確保できるものであること。
- (2) 事業計画の内容が、当該事業計画に係る公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

② 本施設の性質又は目的に応じて定める基準

本施設が地域資源を活用した都市住民との交流を通じ、地域の活性化と産業の振興を図るためのものであること。

(2) 審査項目

選定基準ごとに定める具体的な審査の項目（以下「**審査項目**」という。）は、Ⅲ(2)の必須項目審査及びⅢ(3)の加点項目審査に係る審査項目の2種類とする。

III 審査及び選定の方法

(1) 申請資格等審査

表1に掲げる申請資格等審査項目に掲げる要件を満たしているかどうかについて

審査し、一つでも満たしていない項目があるときは、失格とする。

(2) 必須項目審査

申請の形式上の要件に適合していると判断した申請者を対象として、申請書類の内容が、選定基準の適合状況を審査するに必要かつ十分な記載があること及び選定基準に適合しているか否かについて、表2に示す必須項目ごとに審査し、一つでも満たしていない項目があるときは、選定対象外とする。

(3) 加点項目審査

① 審査項目・得点化

申請書類に記載された内容について、表3に示す加点項目ごとに、②に示す評価方法に従って審査し、同表に示す配点に応じて得点化する。

なお、加点項目審査において審査する項目及び配点については、市が本事業に対して申請者の創意工夫の発揮を期待する度合いを勘案して設定した。(つまり、ここで審査項目として定めた事項は市が申請者の創意工夫を期待しているものであり、配点を高く設定した審査項目については、より期待しているものである。)

② 評価方法

可能な限り客観的に評価するため、各評価事項について、別記「加点審査項目に係る評価の視点」に基づき審査し、表4(評価方法)に示す方法により得点を付与するものとする。

なお、得点化の際に生じた端数については、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点第2位までを有効数値とする。

③ 下限点数

合計点数が25点を下回る者は、選定対象外とする。また、合計点数が25点以上であっても、一項目でも「E」評価があった場合は同様とする。

(4) 最適な候補者の選定

加点項目審査の結果に基づく順位付けを行い、選定委員会として、指定管理者の候補者として最適と認める第一順位の団体を決定し、市長に報告する。

市長は、選定委員会の報告を踏まえて最適な候補者を選定する。

〈参考〉

指定管理者候補者決定までのフロー

